

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年3月7日
【会社名】	株式会社TOKAIホールディングス
【英訳名】	TOKAI Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小栗 勝男
【本店の所在の場所】	静岡県葵区常磐町2丁目6番地の8
【電話番号】	静岡 054 (275) 0007番 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 中村 俊則
【最寄りの連絡場所】	静岡県葵区常磐町2丁目6番地の8
【電話番号】	静岡 054 (275) 0007番 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 中村 俊則
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2025年3月6日開催の取締役会において、当社の子会社2社に対する債権放棄について決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該債務者の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額

a. トーカイシティサービス株式会社

- ① 名称 : トーカイシティサービス株式会社
- ② 住所 : 静岡県静岡市葵区紺屋町17番地の1
- ③ 代表者の氏名 : 代表取締役社長 谷口 芳浩
- ④ 資本金の額 : 50百万円

b. TOKAIライフプラス株式会社

- ① 名称 : TOKAIライフプラス株式会社
- ② 住所 : 静岡県静岡市葵区常磐町2丁目6番地の8
- ③ 代表者の氏名 : 代表取締役社長 白幡 良明
- ④ 資本金の額 : 100百万円

(2) 当該債務者に生じた事実及びその事実が生じた年月日

当社は2025年3月6日開催の取締役会において、当社の子会社であるトーカイシティサービス株式会社及びTOKAIライフプラス株式会社に対する短期貸付金について債権放棄することを決議いたしました。

(3) 当該債務者に対する債権の種類及び金額

トーカイシティサービス株式会社及びTOKAIライフプラス株式会社に対する債権の種類及び金額
関係会社短期貸付金 1,774百万円

(4) 当該事実が当社の事業に及ぼす影響

当該子会社に対する当該債権については、既に過年度において貸倒引当金を計上しており、2025年3月期個別決算に与える影響は軽微であります。なお、連結決算においては相殺消去されるため、本債権放棄による当社連結業績への影響はありません。

以 上